

報告事項 1

感謝料等請求事件について

このことについて、別紙資料に基づき報告します。

令和8年8月6日

教 職 員 課

慰謝料等請求事件について

1 当事者

原告：県立特別支援学校教諭

被告：愛知県

2 請求の趣旨

- (1) 被告愛知県は、原告に対し、金 100 万円及びこれに対する令和 5 年 3 月 30 日から支払い済みまで年 3 分の割合による金員を支払え。
- (2) 被告愛知県は、原告に対し、別紙記載の文面による謝罪文を交付せよ。
- (3) 訴訟費用は被告愛知県の負担とする。
との判決並びに仮執行宣言を求める。

3 原告の主張

- (1) 令和 4 年度、県立特別支援学校の生徒に対する担任教諭らの指導を契機として、当該生徒に重大事態が発生した。これを受け、当該生徒、管理職、原告らが参加する懇談が開催された。本件懇談の場において、担任教諭が問題初期に原告と共通理解を図らなかった理由が話題となった際に、管理職は、当該生徒と原告が話している場面を見かけた養護教諭が注意をした後、原告が怒って、原告が担当するクラスの生徒の鞆を床に投げつけた旨の発言を行った。原告としては鞆を投げた記憶は無かったものの、上司として信頼していた管理職が発言したことから、極度の混乱に陥り、懇談出席者の面前での謝罪を余儀なくされた。

しかし、原告が保有する録音データによれば、当該管理職が鞆投げを目撃したと主張する時刻には、当該管理職は原告が担当するクラスに巡回しておらず、鞆投げを目撃したとの発言の信用性には重大な疑義がある。

- (2) 本件懇談の場における管理職の発言及び懇談出席者の面前での謝罪を余儀なくされたことは、原告の社会的評価を低下させるとともに、原告の自尊心を深く傷つけるものであり、社会通念上許容される限度を超えた名誉感情の侵害である。
- (3) よって、原告は被告に対し、国家賠償法第 1 条第 1 項に基づき、謝罪文の交付及び慰謝料 100 万円の支払を求める。